

マンション修繕業者比較.com サービス利用規約（企業用）

マンション修繕業者比較.com サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）には、特定非営利活動法人 近畿マンション管理士協会（以下「当会」といいます。）の提供するマンション修繕業者比較.com サービスのご利用にあたり、登録企業の皆様に遵守していただくかなければならない事項及び当会と登録企業の皆様との間の権利義務関係が定められています。当会のマンション修繕業者比較.com サービスを登録企業として希望される方は、本規約に同意したものと見なされます。

第1条 適用

1. 本規約は、マンション修繕業者比較.com サービスの利用に関する当会と登録企業（第2条第3号で定義）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、登録企業と当会とのマンション修繕業者比較.com サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 当会がウェブサイト（第2条第2号で定義）上で随時掲載するマンション修繕業者比較.com サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

第2条 定義

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）を意味します。
- (2) 「ウェブサイト」とは、そのドメインが「life-creator.net」である株式会社ライフクリエイター（以下 LC 社）が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず LC 社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
- (3) 「登録企業」とは、第5条に基づき本サービスで登録がなされたマンションの維持・管理に関わる業務を主たる業務としている企業を意味します。
- (4) 「会員」とは、本サービスを使用する者を意味します。
- (5) 「企業情報」とは、登録企業の会社概要、財務、実績等の情報とマンションの管理組合が登録企業を評価した情報を意味します。
- (6) 「本サービス」とは、『マンション修繕業者比較.com』という名称で、登録企業の業務に合致した案件情報の提供サービスを意味します。
- (7) 「利用契約」とは、第5条第4項に基づき当会と登録企業の間で成立する、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約を意味します。

第3条 提供するサービス内容

1. 当社がウェブサイトにより提供するサービスは次のとおりです

- (1) 会員がウェブサイトの業者検索システムを利用し、会員の希望条件に合致した登録企業に案件情報をメール送信します。
- (2) 以上のほか、当社が定めるサービス。

2. 登録企業は、本サービスを自己の営業活動に利用するものとし、本サービスを用いて第三者から利益を得る行為を行わないものとします。

3. 当社は、本サービスを通して入手できる案件情報が登録企業の期待を満たすものであること、提供されるウェブサイトの不具合やバグがないことを保証するものではありません。

第4条 第三者への委託

1. 当社は、本サービスを運用するための業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。

2. 当社が前項の規定に基づき業務を第三者に委託した場合においては、当社は、委託した業務の適正な処理について責任を負う。

第5条 登録

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「企業情報」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。

2. 本サービスの利用を希望する者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。

3. 当社は、当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知し、この通知により登録希望者の登録企業としての登録は完了したものとします。

4. 前項に定める登録の完了時に、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約が登録企業と当社間に成立し、登録企業は本サービスを当社の定める方法で利用できるようになります。

5. 当会は、第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。

- (1) 本規約に違反するおそれがあると当会が判断した場合
- (2) 登録希望者が日本国外に居住する場合
- (3) 当会に提供された登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- (4) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合
- (5) その他、当会が登録を適当でないと判断した場合

第6条 企業情報の変更

登録企業は、企業情報に変更があった場合は、遅滞なく、当会の定める方法により、当該変更事項を当会に通知し、当会から要求された資料を提出するものとします。

第7条 登録取消等

1. 当会は、登録企業が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該登録企業について本サービスの利用を一時的に停止し、又は登録企業としての登録を取り消すことができます。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 当会、他の登録企業又は第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
- (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- (5) その他、当会が登録企業の登録の継続を適当でないと判断した場合

2. 当会は、本条に基づき当会が行った行為により登録企業に生じた損害について一切の責任を負いません。

3. 登録企業は、当会所定の方法で当会に通知することにより、自己の登録企業としての登録を取り消すことができます。

4. 本条に基づき登録企業の登録が取り消された場合、登録企業は、当会の指示に基づき、当会から提供を受けた本サービスに関連するマニュアルその他につき、返還、廃棄等の処分を行うものとします。

第8条 企業情報の取扱

1. 当会は、登録企業が登録申込みの際に当会に届け出た事項及びサイト上で登録企業に対し提供するサービスに関する事項について、登録企業に対して本サービスより案件情報を

提供すること及び会員に対して企業情報を提供することを目的として、当会のデータベースに登録するものとします。

2. 企業情報は当会が所有するものとし、第1項の目的範囲内においてのみ当会が自由に利用できることを登録企業はあらかじめ承諾するものとします。

3. 当会が登録企業へ資料等を発送する場合は、住所、氏名等の必要最低限の情報を、当会が発送を委託する者に渡すことができるものとします。

4. 登録企業は、本サービスを通して知り得たマンションの管理組合の名称・住所等の情報について、管理組合の同意が得られた場合もしくは法令により開示が求められた場合を除き、当会を除く第三者に提供しないものとします。

5 当会は、登録企業が前条第3項により登録を取り消した場合は、登録企業が登録時に当会へ提出した企業情報を返還、廃棄等の処分を行います。

第9条 ダウンロード等についての注意事項

登録企業は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、ウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を登録企業のコンピュータ等にインストールする場合には、登録企業が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、当会は登録企業に発生したかかる損害について一切責任を負わないものとします。

第10条 本サービスの利用

1. 登録企業は、有効に登録されている期間内に限り、本規約の目的の範囲内であつ本規約に違反しない範囲内で、当会の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。

2. 登録企業は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

(1) 当会、本サービスの他の利用者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（誹謗中傷、第三者の製品又はサービスに関する個人的なクレーム等を含みます。）

(2) 本サービスの他の利用者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益の侵害に該当することとなる情報を当社ウェブサイトへ送信する行為

(3) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為

- (4) 法令又は当社若しくは登録企業が所属する団体の内部規則に違反する行為
- (5) コンピュータ・ウィルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを含む情報を送信する行為
- (6) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (7) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為

3. 当社は、本サービスにおける登録企業による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、登録企業に事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部を削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置により登録企業に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 11 条 登録企業の義務

登録企業は、本サービスを通して入手できる案件情報によりマンションの管理組合とマンションの管理・点検等の業務委託に関する契約や、修繕・改良工事等の請負に関する契約を締結した場合、登録企業と管理組合との間で取交した契約書の複写を契約の締結日の翌日より 2 週間以内に当社に提出しなければなりません。

第 12 条 登録企業の設備等の設置及び維持

1. 登録企業は、自らの費用と責任において、本サービスを受けるために必要となる通信機器（電話利用契約・プロバイダー契約等を含む）、コンピュータその他の機器、及びソフトウェア等を設置するものとします。

2. 当社は、登録企業が本サービスを利用するための環境、方法などについては一切関与しません。

第 13 条 サービスの利用料金

1. 登録企業が当社に支払う利用料金は、別表に定める料金表に基づき、登録企業が当社に提出した管理組合と取交した契約書の複写により、当社が算定します。

2. 登録企業が、管理組合と取交した契約を、管理組合、又は企業の都合で分割する場合、それらの契約を合わせたものにより、利用料金を算定するものとします。

3. 登録企業が、管理組合と取交した契約形態が別表に定める料金表に当てはまらない場合、当社が利用料金を算定するものとします。

4. 当会は、登録企業が管理組合との間で取交した契約内容を当会が確認した月の翌月にサービスの利用料金を請求します。登録企業は、請求書が届いた翌月の20日迄に、当会が指定する銀行口座への振込にてサービスの利用料金を支払うものとしします。

5. 本規約に従い、登録企業より当会に支払われた利用料金は、いかなる理由があっても返還しないものとしします。

第14条 本サービスの停止又は中断

1. 当会は、以下のいずれかに該当する場合には、登録企業に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を永久的に停止又は一時的に中断することができるものとしします。

(1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合

(3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

(4) その他、当会が停止又は中断を必要と判断した場合

2. 当会は、前項に基づき当会が行った措置により登録企業に生じた損害について一切の責任を負いません。

第15条 保証の否認及び免責

1. 当会は、本サービスにより提供する企業情報、案件情報（以下「コンテンツ」という）の内容につき如何なる保証も行わないものではなく、当会は登録企業がかかるコンテンツを参照したことにより発生する損害、トラブル等に関しては一切の責任を負いません。コンテンツの内容に誤りが発見された場合その他当会が必要と判断した場合において、当会が適宜情報をアップデートする場合がありますが、かかるアップデートを行う義務を当会が負うものではありません。さらに、登録企業が当会から直接又は間接に本サービス又は他の登録企業に関する情報を得た場合であっても、当会は登録企業に対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行わないものではありません。

2. 登録企業は、本サービスを利用することが、登録企業に適用のある法令、所属する団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当会は、登録企業による本サービスの利用が、登録企業に適用のある法令、所属する団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

3. 当会は、当会による本サービスの提供の中断、停止、利用不能又は変更、登録企業、会

員により提供されたコンテンツの削除又は消失、登録企業の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して登録企業が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

4. 登録企業が本サービスを利用することによって登録企業が利用するパソコンに不具合等の障害が生じた場合は、当会はこれらの登録企業が有する機器の障害等に関して、一切責任を負わないものとします。

5. ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトからウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当会は、ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。

第 16 条 紛争処理及び損害賠償

1. 当会及び登録企業は、本規約に違反することにより、又は本サービスに関連して故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合は、相手方に対してその損害を賠償しなければなりません。

2. 登録企業が、本サービスに関連して、会員又はその他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当会に通知するとともに、登録企業の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当会からの要請に基づき、その結果を当社に報告するものとします。

第 17 条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、本規約又は本サービスに関連して、当会又は登録企業が、相手方より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方に関する技術、営業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味します。但し、以下に該当するものについては、秘密情報から除外するものとします。

(1) 相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの

(2) 相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの

(3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの

(4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの

(5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの。

2. 当会及び登録企業は、秘密情報を本サービスの目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。

3. 第2項の定めにかかわらず、当会及び登録企業は、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。

4. 当会及び登録企業は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

5. 登録企業は、当会が登録企業より集計した情報を元に、分析・加工等の処理を行うことにより、統計資料を作成すること、かかる統計資料を、当会において新規サービスの開発、マーケティング調査等に利用すること、及び当会の業務提携先等に提供することを予め承諾するものとします。この場合において、当会は統計資料の作成においては、資料上で個々の登録企業が特定できないよう充分配慮するものとします。

6. 登録企業が第三者に不利益を及ぼす、又は登録企業の行為が法に触れると当会が判断した場合、又は裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センター、又はこれらに準じた権限を有する機関への協力を要求された場合、違法行為について報告する場合、本サービスを違法行為に使用した人物の特定のため、当会は、本人の提供情報及び登録内容等を当該第三者や警察又は関連諸機関に通知致します。登録企業は、自分で投稿、開示、提供又は送付したコンテンツに関して刑罰を受けたり、損害賠償請求をされたり、第三者から異議を申し立てられたりする可能性があります。

7. 本条に定める他、当会はプライバシーポリシーに従って、登録企業の秘密情報を取扱うものとします。本規約の条項とプライバシーポリシーの内容が異なる場合には、プライバシーポリシーの内容が優先して効力を有するものとします。

第18条 有効期間

利用契約は、登録企業について第4条に基づく登録が完了した日から当該登録企業の登録が取り消された日まで、当会と登録企業との間で有効に存続するものとします。

第19条 本規約等の変更

1. 当会は、本規約（ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含みます。以下本条において同じ。）又は本サービスの内容を自由に変更できるものとします。

2. 当会は、本規約又は本サービスの内容を変更した場合には、登録企業に当該変更内容をウェブサイトで掲示するものとし、当該変更内容の掲示後、登録企業が当社の定める期間内に登録取消の手続きをとらなかった場合には、登録企業は、本規約又は本サービスの内容の変更に同意したものとみなします。

第 20 条 当会から登録企業への通知方法

1. 当会から登録企業に対する通知は、本規約に定めのある場合を除き電子メール、ウェブサイト上の一般掲示またはその他当会が適当と認める方法により送付されるものとします。

2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、当会は、登録企業の加盟または所有するサーバー宛に電子メールを発信し、当該サーバーに到達したことをもって登録企業への通知が完了したものとみなします。

3. 登録企業は、当会の発信するサービスの利用に関する電子メールを遅滞なく閲覧するものとする。なお、電子メールの閲覧とは、登録企業がその加盟または所有するサーバーに配置された電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して確認することをいいます。

4. 第 1 項の通知がウェブサイト上の掲示により行われる場合、当該通知をウェブサイトに掲示した日の翌日を 1 日目と数えて 14 日目の午前 9 時の経過をもって登録企業への通知が完了したものとみなします。

第 21 条 本規約の譲渡等

1. 登録企業は、当会の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

2. 当会は本サービスの営業を他社に譲渡した場合には、当該営業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに登録企業の登録事項その他の顧客情報を当該営業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録企業は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

第 22 条 準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条 協議解決

当会及び登録企業は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

2009 年 11 月 1 日制定

別 表

利用料金

初期登録手数料 10,000 円

更新手数料 無料

情報提供料

 契約額が 20 万円未満の場合、無料

 契約額が 20 万円以上の場合、契約額の 1%(上限 100 万円)

情報提供料には別途消費税等がかかります。

契約額とは以下のように定めます。

 一括請負契約（設計・施工等）の場合、管理組合と企業が取交した契約書に記載されている金額。

 単価契約（管理・点検業務等）の場合、管理組合と企業が取交した契約書に記載されている年間契約金額の 1 か月分の金額(初年度限り)